

公害等調整委員会の動き

(令和7年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
5月28日	令和6年(セ)第5号 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件 第2回審問期日	東京都
6月4日	令和6年(ゲ)第9号 岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
6月6日	令和5年(ゲ)第13号 名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 葛飾区における工場からの振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第3号事件)

令和7年4月14日受付

本件は、申請人に生じた不眠、情緒不安、うつ症状等の健康被害は、被申請人が被申請人の工場から発生させた振動によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 能美市における工場からの大気汚染被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年(セ)第4号事件)

令和7年5月7日受付

本件は、被申請人が元申請人宅北側の場所で操業している工場で金属粉碎加工を行い、大気中に汚染物質を発生・拡散させたことにより、申請人は呼吸困難、頭痛、目の痛み、不眠、激しい虚脱感、関節痛、頻尿、尿の白濁、皮膚の上に白い粉の発生、手の平のべたつき・黄変、足爪の黄変、頭皮のべたつきなどの症状が出たため、避難生活を余儀なくされ、従前の生活や人間関係を喪失し、社会的信頼が損なわれたこと等により精神的苦痛

を受けたこと、また、汚染物質の付着により、元申請人宅及び家財道具が使用できなくなり汚染除去が不可能であったことからほとんどの財産を処分せざるを得なくなったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金 2023 万 3 千円の支払を求めるものです。

○ 国立市におけるマンション上階からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和 7 年 (ゲ) 第 4 号事件)

令和 7 年 6 月 3 日受付

本件は、申請人に生じた化学物質過敏症等の健康被害は、①被申請人 A が自宅から汚染物質を発生・拡散させたこと及び②被申請人 B がそれに対する適切な措置を講じなかったことによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 豊島区における工事現場からの騒音被害責任裁定申請事件

(公調委令和 7 年 (セ) 第 6 号事件)

令和 7 年 6 月 25 日受付

本件は、被申請人らが、マンション大規模修繕工事を行い、著しい騒音を継続的に発生させたことなどにより、申請人は平穏な生活が脅かされ、心身の安静を保つために一時的な避難を余儀なくされ、昼間の休息や睡眠が妨げられるなど日常生活に支障をきたし、上記の状況に起因すると考えられる頭痛や慢性的な疲労感に悩まされたことや被申請人らが虚偽の説明を行うなど不誠実な対応に終始したため、騒音被害の証拠収集、被申請人ら及び関係行政機関との交渉等に多大な時間と精神的労力を余儀なくされたことなどにより、心身ともに疲弊し、日常生活にさらなる支障をきたしたとして、被申請人らに対し、慰謝料として損害

賠償金 55 万円を連帯して支払うことを求めるものです。

終結事件の概要

○ 荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和 5 年 (セ) 第 2 号・令和 7 年 (調) 第 4 号事件)

① 事件の概要

令和 5 年 5 月 10 日、東京都荒川区の住民 1 人から、建築会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が申請人が所有する建物の隣地において行ったマンション新築工事に伴う強い振動により、同建物の広範囲にわたって飛散汚れが生じ、同建物の 1 階部分にある自宅玄関前のコンクリート部分にクラック、貸店舗の出入口のガラス戸等にひびが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金 599 万 3951 円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が申請人が所有する建物の隣地において行ったマンション新築工事に伴う強い振動と同建物に生じている飛散汚れ、クラック及びひびとの因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 7 年 3 月 17 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委令和 7 年 (調) 第 4 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、1 回の調

停期日を開催し、同年4月10日、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

○ 渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第10号事件・令和7年(調)第2号事件)

① 事件の概要

令和5年8月4日、東京都渋谷区の住民1人から、近隣の飲食店経営会社2社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。申請の内容は以下のとおりです。申請人宅の近隣で被申請人らが経営する飲食店のファン及びダクトの稼働音(騒音)により、申請人が多大な精神的、心理的苦痛を被り、また、自宅において仕事に集中できなくなり収入が減少したなどとして、被申請人らに対し、損害賠償金532万9296円を連帯して支払うことを求めたものです(その後、損害賠償金額は888万2160円に変更)。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが経営する飲食店のファン及びダクトの稼働音(騒音)と、申請人が被った精神的、心理的苦痛等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1名を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年2月13日、公害紛争

処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和7年(調)第2号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、1回の調停期日を開催するなど、手続を進め、同年4月16日、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき、申請人と被申請人1社については双方が合意して調停が成立しました。また、残る1社については、同日、申請の取り下げがなされました。これにより、本事件は終結しました。

○ 横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第9号事件・令和7年(調)第3号事件)

① 事件の概要

令和5年8月1日、神奈川県横浜市の住民2人から、近隣のスーパーマーケット経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。

被申請人が経営しているスーパーマーケットの建物の屋外に設置し、稼働させている空調機並びに冷凍及び冷蔵庫の室外機から発生する低周波音により、申請人らが多大な精神的、肉体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営しているスーパーマーケットの建物の屋外に設置し、稼働させている空調機並びに冷凍及び冷蔵庫の室外機から発生する低周波音と、申請人らが被った多大な精神的、肉体的苦痛との因果関係に関する専門的事

項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年3月7日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和7年（調）第3号事件）、裁定委員会自ら処理することとした。同日、1回の調停期日を開催し、同法第34条第1項の規定に基づき、30日以上期間を定めて当事者双方に対し調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和7年4月19日、同条第3項の規定に基づき、当事者間に同調停案と同一の内容の合意が成立したものと、また、同法第42条の24第2項の規定により、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 岐阜市における家屋からの悪臭被害責任裁定申請事件

（公調委令和7年（セ）第3号事件）

① 事件の概要

令和7年3月25日、岐阜県岐阜市の住民2人から、隣接する住民1人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が申請人ら宅と隣接する洗濯場、トイレ及び風呂場の換気扇から、配偶者の介助に伴う汚物に起因する臭気を申請人ら宅に向けて排出したことにより、申請人らは植栽や盆栽の手入れができず、その価値が低減したこと、洗濯物が干せずコインランドリーの利用が日常的、頻繁になったこと、エアコンの使用を控えざるを得なくなったこと、申請人ら宅内に付着した臭気のクリーニングをする必要

が生じたことなどの被害を受けたことは、病気療養中である申請人らにとって過酷であるとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計340万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和7年5月7日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、公害紛争処理法第42条の13第1項の規定に基づき、本件申請を却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

（公調委令和4年（セ）第3号・令和5年（セ）第1号・令和6年（セ）第7号・令和6年（調）第9号事件）

① 事件の概要

令和4年6月28日、東京都など7都府県の住民153人から、国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社を相手方（被申請人。以下、上記国を「被申請人国」、上記自動車メーカー7社を「被申請人メーカーら」という。）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人ら（東京都など7都府県の「自動車NOx・PM法対策地域」に居住している又はしていた住民153人で、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。）の認定を受けていないもの）が、公害健康被害補償法の定める指定疾病である気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫等の疾病に罹患したのは、

被申請人メーカーらが、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造、販売し、大気汚染を生じさせたことによるものであり、被申請人メーカーらは不法行為による賠償責任を負うとして、また、被申請人国（代表者環境大臣）は、自動車排出ガス規制権限の不行使により、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項による賠償責任を負うとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計1億5300万円を連帯して支払うことを求めたものです。

なお、令和5年5月10日、東京都などの住民9人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり（公調委令和5年（セ）第1号事件）、裁定委員会は、同年6月21日、これを許可しました。

また、令和6年4月22日、東京都などの住民10人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり（公調委令和6年（セ）第7号事件）、裁定委員会は、同年6月3日、これを許可しました。

その後、令和6年7月1日、令和4年（セ）第3号事件の申請人9人、令和5年（セ）第1号事件の参加申立人1人から、同年11月25日、令和4年（セ）第3号事件の申請人4人から、それぞれ申請を取り下げる旨の申出がありました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、10回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年12月19日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和6年（調）第9号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、2回の調停期日を開催しまし

たが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和7年3月21日、調停を打ち切り、同年5月26日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和6年（ゲ）第1号事件・令和7年（調）第5号事件）

① 事件の概要

令和6年1月9日、兵庫県伊丹市の住民1人から、卸売会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請内容は以下のとおりです。

申請人に生じた精神的苦痛、睡眠不足等の健康被害は、被申請人会社が騒音を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、兵庫県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の会社が騒音を発生、拡散させたことと申請人に生じた精神的苦痛、睡眠不足等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年3月25日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33により職権で調停に付し（公調委令和7年（調）第5号

事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、3回の調停期日を開催し、裁定委員会から調停案を提示したところ、同年6月18日に開催した第4回調停期日において、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和6年（ゲ）第9号事件）

① 事件の概要

令和6年12月2日、岡山県岡山市の住民1人から、飲食店経営者及び個人2人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。

申請人に生じた吐き気、不快感、苦痛、不眠等の健康被害及び申請人宅にネズミが発生する被害は、被申請人らが経営する飲食店から高濃度の調理排煙（アンモニア、硫化水素等）による悪臭を発生、拡散させていることによるものである、との裁定を求めるものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続きを進めた結果、令和7年6月23日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

（令和7年（セ）第5号）

① 事件の概要

令和7年5月28日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、被申請人が経営する飲食店から発生する悪臭、騒音、振動及び地響きにより、精神的、肉体的被害を受けているほか、申請人Aは令和5年4月に大腸憩室出血のため、令和6年1月に下部消化管出血のため、緊急入院し、また、申請人Bは令和7年2月下旬から3月上旬まで、新型コロナウイルスに感染し、自宅療養中に悪臭等のため苦しんだほか、吐き気、嘔吐（おうと）、睡眠障害、ストレス、不安感等の症状で現在も通院しているとして、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金合計600万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続きを進めた結果、責任裁定をすることが相当でないと認められることから、令和7年6月26日、公害紛争処理法第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 豊島区における給湯器からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和6年（ゲ）第8号事件）

① 事件の概要

令和6年10月21日、東京都豊島区の住民1人から、不動産会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた吐き気、頭がジンジンとしびれるような症状等の健康被害は、被申請人が管理するアパートにおいて、低周波音を発生させる給湯器（又はボイラ

一)を稼働させていることによるものである、との裁定を求めるものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地調査等を実施するなど、手続を進めましたが、令和7年6月27日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第42条の33において準用する第42条の13第1項の規定に基づき、本件申請を却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 三重県鳥羽市菅島町字村山地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件
(公調委令和7年(フ)第1号事件)

令和7年5月19日受付

申請人が、三重県志摩建設事務所長(処分庁)に対し、処分庁が行った三重県鳥羽市菅島町字村山地内における岩石採取計画認可申請に対する不認可処分について、取消を求めて不服裁定を申請したものです。